熊本県公報

号外　第２５号
平成 28 年 3 月 29 日（火）
（毎週 火・金発行）

目　次

登　載　依　頼
○熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則……（教育政策課）　1
○熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令……（　〃　）　3

登載依頼

熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２８年３月２９日

熊本県教育委員会委員長　木之内　均

熊本県教育委員会規則第７号

熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則

（熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正）

第１条　熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成１３年教育委員会規則第２３号）の一部を次のように改正する。

題名中「管理する」を「保有する」に改める。

第１条中「管理する」を「保有する」に改める。

第３条第３項第２号中「管理して」を「保有して」に改める。

別記第３号様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立てをすることができます」を「審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります」に改め、「訴えは、この決定があったことを知った日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加え、「、条例」を「、熊本県情報公開条例」に改める。

別記第４号様式及び別記第４号の２様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立てをすることができます」を「審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります」に改め、「訴えは、この決定があったことを知った日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第４号の３様式中「管理して」を「保有して」に、「６０日」を「３か月」に、「異議申立てをすることができます」を「審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります」に改め、「訴えは、この決定があったことを知った日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第１１号様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改

め、「をすることができます」の次に「（この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第１２号様式及び別記第１３号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第１３号の２様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「をすることができます」の次に「（この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

（熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第２条　熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成１３年教育委員会規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第１９条を削り、第２０条を第１９条とする。

別記第３号様式及び別記第４号様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立てをすることができます」を「審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります」に改め、「訴えは、この決定があったことを知った日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第８号様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「をすることができます」の次に「（この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第１１号様式、別記第１２号様式、別記第１３号の６様式及び別記第１３号の７様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立てをすることができます」を「審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります」に改め、「訴えは、この決定があったことを知った日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第１４号様式及び別記第１５号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第１５号の２様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「をすることができます」の次に「（この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第１８号様式から別記第２１号様式までを削る。

（熊本県立特別支援学校学則の一部改正）

第３条　熊本県立特別支援学校学則（昭和４１年教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２号様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「をすることができます」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から

起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して６か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

熊本県教育委員会訓令２号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２８年３月２９日

熊本県教育委員会委員長　木之内　均

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁処務規程（昭和３６年３月２８日教育委員会訓令第４８号）の一部を次のように改正する。

別表第３（第８条関係）１支出負担行為以外の共通専決事項の教育長専決事項の項１０中、「、異議申立て」を削除する。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。